

公益目的支出計画実施報告書の提出について

令和6年度収支決算額が確定したので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第127条の規定により、3箇月以内に認可行政庁である北海道に公益目的支出計画実施報告書を提出するため、下記のとおり承認を求める。

記

- | | | |
|---|---------------|--------|
| 1 | 公益目的支出計画実施報告書 | 別紙のとおり |
| 2 | 監査報告書 | 別紙のとおり |

〈参考〉

※一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（抜粋）

（公益目的支出計画実施報告書の作成及び提出等）

第二百二十七条 移行法人は、各事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、公益目的支出計画の実施の状況を明らかにする書類（以下この節において「**公益目的支出計画実施報告書**」という。）を作成しなければならない。

2 一般社団・財団法人法第二百二十三条第三項及び第四項、第二百二十四条第一項及び第三項、第二百五条並びに第二百二十六条第一項及び第三項（これらの規定を一般社団・財団法人法第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定は、移行法人の公益目的支出計画実施報告書について準用する。この場合において、一般社団・財団法人法第二百二十四条第一項及び第二百五条中「法務省令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるものとする。

3 移行法人は、**毎事業年度の経過後三箇月以内に**、当該事業年度の一般社団・財団法人法第二百二十九条第一項（一般社団・財団法人法第百九十九条において準用する場合を含む。）に規定する計算書類等及び**公益目的支出計画実施報告書**を認可行政庁に提出しなければならない。

4 （以下略）

【別紙2:公益目的支出計画実施報告書】

2. 公益目的支出計画実施報告書

【6年度（2024/4/1 から 2025/3/31 まで）の概要】

1. 公益目的財産額	165,691,130 円
2. 当該事業年度の公益目的収支差額 ((1)+(2)-(3))	144,633,404 円
(1) 前事業年度末日の公益目的収支差額	139,884,947 円
(2) 当該事業年度の公益目的支出の額	39,064,195 円
(3) 当該事業年度の実施事業収入の額	34,315,738 円
3. 当該事業年度末日の公益目的財産残額	21,057,726 円
4. 2の欄に記載した額が計画に記載した見込み額と異なる場合、その概要及び理由 注	
計画策定時と比較し、人材育成・研修事業(継1)における受講料収入は増加しているが、相対的に委託料、報償費などの経費も増加していること。さらに計画策定時にはなかった独立行政法人及び苫小牧市からの譲渡による建物の減価償却費や固定資産税の計上、及び施設等の老朽化に伴う修繕費等の増加により、計画を上回る収支差額となった。	

注:詳細は、別紙様式に個別の実施事業等ごとに記載してください。

【公益目的支出計画の状況】

公益目的支出計画の 完了予定事業年度の末日	(1) 計画上の完了見込み 平成42年(令和12年)3月31日
	(2) (1)より早まる見込みの場合 令和 年 月 日

	前事業年度		当該事業年度		翌事業年度
	計画	実績	計画	実績	計画
公益目的財産額	165,691,130円	165,691,130円	165,691,130円	165,691,130円	165,691,130円
公益目的収支差額	115,332,960円	139,884,947円	124,944,040円	144,633,404円	134,555,120円
公益目的支出の額	36,062,080円	36,857,252円	36,062,080円	39,064,195円	36,062,080円
実施事業収入の額	26,451,000円	32,369,848円	26,451,000円	34,315,738円	26,451,000円
公益目的財産残額	50,358,170円	25,806,183円	40,747,090円	21,057,726円	31,136,010円

注:前事業年度及び当該事業年度の計画及び実績の額、翌事業年度の計画の額を記載してください。